

# **兵庫県議会基本条例 逐条解説**

**平成24年3月**

(平成25年3月改訂)

(令和2年3月改訂)

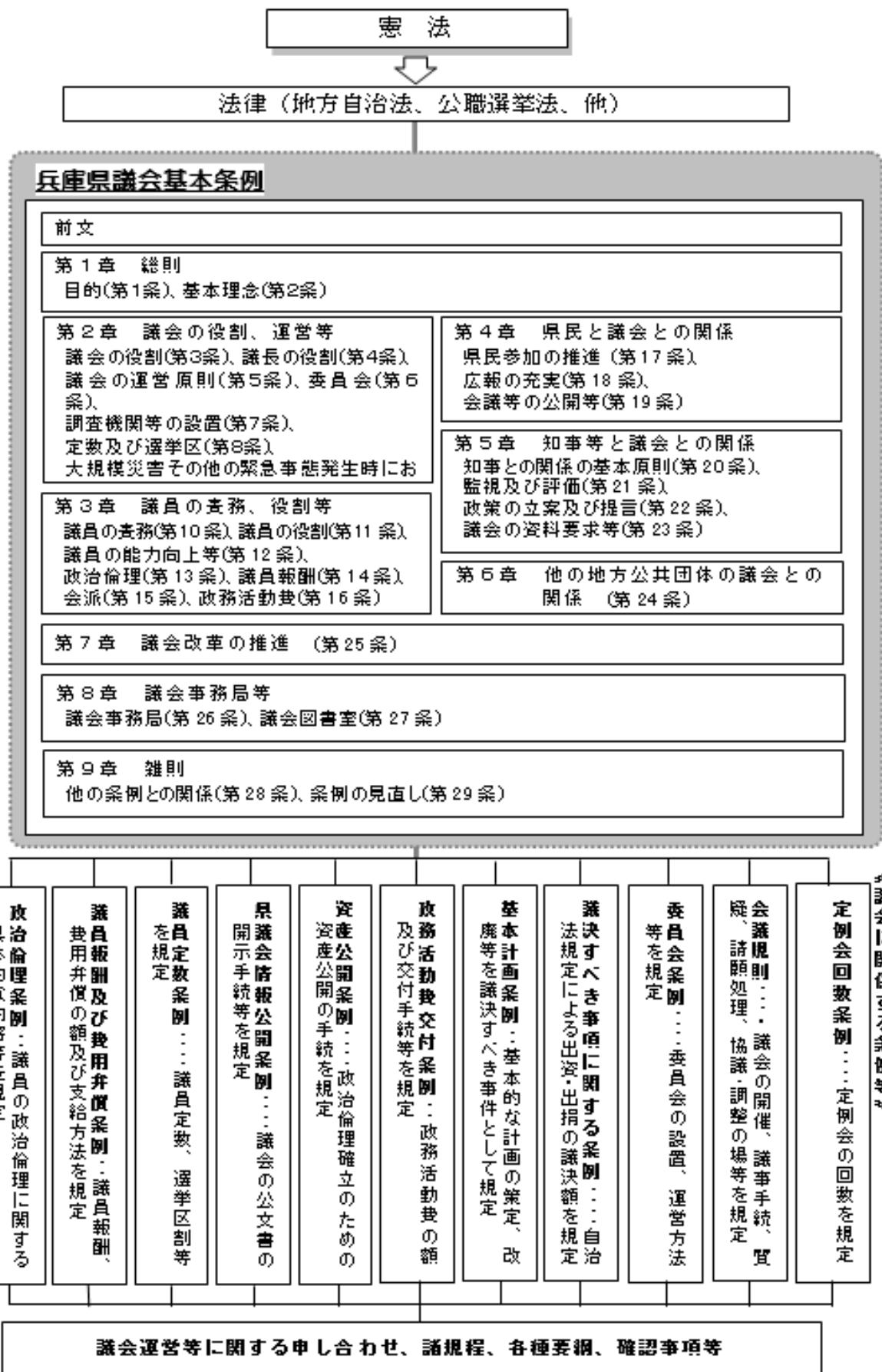
(令和7年6月改訂)

**兵庫県議会(議会事務局)**

## 目 次

議会基本条例の位置付け	2
前文	3
第1章 総則	
第1条 (目的)	4
第2条 (基本理念)	4
第2章 議会の役割、運営等	
第3条 (議会の役割)	5
第4条 (議長の役割)	6
第5条 (議会の運営原則)	7
第6条 (委員会)	8
第7条 (調査機関等の設置)	9
第8条 (定数及び選挙区)	10
第9条 (大規模災害その他の緊急事態発生時における議会の対応)	10
第3章 議員の責務及び役割等	
第10条 (議員の責務)	11
第11条 (議員の役割)	12
第12条 (議員の能力向上等)	13
第13条 (政治倫理)	13
第14条 (議員報酬)	14
第15条 (会派)	15
第16条 (政務活動費)	16
第4章 県民と議会との関係	
第17条 (県民参加の推進)	17
第18条 (広報の充実)	18
第19条 (会議等の公開等)	19
第5章 知事等と議会との関係	
第20条 (知事との関係の基本原則)	20
第21条 (監視及び評価)	22
第22条 (政策の立案及び提言)	22
第23条 (議会の資料要求等)	23
第6章 他の地方公共団体の議会との関係	
第24条	24
第7章 議会改革の推進	
第25条	24
第8章 議会事務局等	
第26条 (議会事務局)	25
第27条 (議会図書室)	26
第9章 雜則	
第28条 (他の条例との関係)	26
第29条 (条例の見直し)	27
附則	27
参考資料	
兵庫県議会基本条例 (平成24年兵庫県条例第26号)	28
制定の経緯	34

## ～ 議会基本条例の位置付け ～



## ■ 前文

兵庫県は、かつての摂津、播磨、但馬、丹波、淡路の5つの国から成り立ち、気候風土も異なり、それぞれがすばらしい歴史と文化を誇るこれらの地域が切磋琢磨しながら今日の雄県兵庫を形成してきた。

兵庫県議会は、明治12年の開設以来、この多彩な地域に暮らす県民を代表する合議制の機関として、長い歴史と伝統に培われた円滑な議事運営により、その機能を最大限発揮した活動を行うとともに、時代の変化に即した議会改革にも鋭意取り組んできた。

近年、地方分権の流れの中で、地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、平成22年には関西広域連合が発足するなど、地方自治を取り巻く情勢は大きく変化しており、議会と知事がともに住民を代表する二元代表制において、その一翼を担う議会の責務や役割も増大している。

このため、議会の機能の充実強化を図り、議会と知事がそれぞれの責務を果たし均衡を保つことによって、県政を公正かつ効率的に遂行することが求められるなど、議会への期待は一層高まっている。

その一方で、議会が果たしている重要な役割やその活動が住民に十分に伝わっているとは言えず、議会への不信や無関心を招いているとの指摘もあり、本県議会としてもこれを真摯に受け止め、これまで以上に県民への情報発信に努め、県民の信頼と期待にこたえていかなければならない。

そのためにも、本県議会は、その果たすべき責務や役割を改めて県民に明らかにし、これまでの改革の取組や成果を確かなものとしてこれを更に発展させていく必要がある。

ここに、本県議会は、県民から選ばれた代表としてその責任を自覚するとともに、日本国憲法及び地方自治法の精神にのっとり、県民の負託に全力を挙げてこたえていくことを決意し、本県議会の最高規範としてこの条例を制定する。

### 【趣旨】

前文は、この条例を制定するに至った背景や経緯、議会の決意等を明らかにするものである。

### 【解説】

地方自治制度の基本であり前文の中でも触れている「二元代表制」については、第2条と第20条の解説を参照のこと。なお、前文では、この条例を本県議会の「最高規範」として制定する旨を明らかにしているが、これは、この条例が本県議会における基本的な事項を定める条例であって、議会に関する条例等を定める場合は、本条例の趣旨を尊重し整合を図る必要がある（第28条参照）という、この条例の性格を分かりやすく示す表現として宣言的に述べたものである。本条例はあくまでも憲法や地方自治法（以下「自治法」という。）の枠内で制定したもので、他の条例に優越する法的効果まで有するわけではない。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、兵庫県議会（以下「議会」という。）の基本理念を明らかにし、議会の役割及び運営原則、兵庫県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び役割等議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会が県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、この条例を制定する目的について定めたものである。

### 【解説】

これまで明文化されていなかった議会の基本理念、議会の役割や運営原則、議員の責務や役割、県民と議会との関係、知事その他の執行機関と議会との関係、議会改革の取組方針など議会に関する基本的な事項を明確にし、議会・議員と県民の共通認識とすることにより、議会が県民の負託に的確にこたえ、その結果、県民福祉の向上と県勢の発展に寄与していくことを、この条例の目的として規定した。

### （基本理念）

第2条 議会は、二元代表制の下、県民を代表し、県の意思決定を担う議事機関として、多様な県民の意思の調整を図り県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、その機能を最大限に発揮することにより、眞の地方自治の確立を目指すものとする。

### 【趣旨】

本条は、議会が達成しようとする基本的な理念について定めたものである。

### 【解説】

1　自治法では、議会の組織や個々の権限等について定めた規定はあるものの、議会が担う責務や役割について総括的に定めた規定はない。

このことが、県政において、議会がどのような役割を果たしているのか、県民に分かりにくくしていた面があるのではないかと考え、本条で議会が達成しようとする基本的な理念を明らかにするとともに、第2章でその役割や運営原則等を規定することとした。

また、議会としても自らの使命を再確認することにより、今後もその責務を果たしていこうとするものである。

- 2 我が国の地方自治制度では、議会と執行機関の長である知事が、ともに住民の直接の選挙により選任され、相互に抑制と均衡を図ることで公正な行政運営を図る二元代表制が採用されている。この制度において、県民の多様な意見を代表する機能を有する議会は、県民の多数意見を代表する知事とは異なる視点で県民の意思を県政に反映させる役割が期待されている。
- 3 そこで、本条では、議決により県の最終的な意思決定を行う議事機関として、議会内において公平で公正な議論を尽くすことにより多種多様な県民の意思の調整を図って県政に反映させるとともに、議決権、監視権などの議会に与えられた機能を最大限発揮することで、地域の問題を地域の実情に応じて地域自らで判断し対処するという真の地方自治の確立を目指すことを、兵庫県議会の基本理念として規定した。

## 第2章 議会の役割、運営等

### (議会の役割)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、主に次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議事機関として、議決により県の意思決定を行うこと。
- (2) 知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 県政の課題に関し、政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 意見書、決議等により、国等に意見表明を行うこと。
- (5) 議会活動で明らかとなった県政の課題、審議等の内容について、県民に説明を行うこと。

### 【趣旨】

本条は、県政において議会が担っている主な役割について定めたものである。

### 【解説】

- 1 本条では、第2条で定めた基本理念を達成するために、議会が担うべき役割のうち主なものを規定した。
- 2 第1号では、議会が、憲法第93条第1項により設置された議事機関として、議決により県の最終的な意思決定を行う役割を担っていることを規定した。  
第2号では、議会が、二元代表制の下、知事等の執行機関の事務執行が適切に行われるよう、監視し、評価する役割を担っていることを規定した。
- 3号では、県政が抱える諸課題に対し、議会としても政策を立案したり、これを知事等に提言したりする役割を担っていることを規定した。
- 4号では、自治法第99条の規定に基づく意見書の提出、議会としての意思表明である決議、県民から提出された請願の採択・不採択等を行うことに

より、国や知事等に対し、議会としての意見を表明しその対応を促す役割を担っていることを規定した。

第5号では、本会議や委員会等の議会活動を通じて明らかとなつた県政の課題や、本会議等での審議・審査の経過について、県民に説明する役割を担っていることを規定した。

#### (議長の役割)

第4条 議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たすものとする。

2 議長は、議会活動の状況、県政の課題に対する議会の方向性等について、広く県民に明らかにする役割を担うものとする。

#### 【趣旨】

本条は、議会の代表である議長が果たすべき役割について定めたものである。

#### 【解説】

1 議長は、二元代表制の一翼を担う議会を代表する者であり、その地位の重要性や責任の重さに鑑み、本条で、議長が果たすべき役割の規定を置くこととした。

2 第1項では、議長は、議場の秩序保持、議事の整理、議会の事務の統理など自治法上与えられた権限を適切に行使することはもちろん、議会への信頼を確保しその権威を高めるため、議会の品格や地位を保持するとともに、議会の機能強化に向けて、リーダーシップを発揮する役割を果たすべきであることを規定した。

3 議会を県民に開かれた顔の見える存在とするためには、議会としての活動状況や考え方について積極的な情報発信を行うことが重要である。

そこで、第2項では、議会の代表である議長が、その役割を担っていくことを規定した。議長が明らかにすることとしている「議会活動の状況」は定例会・臨時会の開催結果、議会行事の予定や実施結果などが、「県政の課題に対する議会の方向性」は議会が可決した意見書・決議や議長声明の内容、知事の政策に対する議会での協議経過や今後の進め方、議会改革など議会自身の課題への取り組み状況などが考えられる。

#### 【運用】

議会改革等調査検討委員会の協議において、第2項の取り組みの具体化として、議長の定例会見を実施する方針が決定され、平成24年6月定例会以降、毎定例会の閉会日に記者クラブとの意見交換会を実施している。

### （議会の運営原則）

- 第5条 議会は、合議制の機関として、その機能が十分に發揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。
- 2 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により活発な議論が行われるよう努めなければならない。
  - 3 議会は、質問等の論点を明確にし、県民に分かりやすいものとするよう努めなければならない。
  - 4 議会は、議決責任を深く認識し、県民に開かれた透明性の高い運営に努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、議会を運営していく上で守るべき原則について定めたものである。

### 【解説】

- 1 議会は、多数の議員から構成される合議制の機関であることから、その運営がいたずらに停滞したり、非効率なものとなったりすると、議会の機能が最大限發揮できなくなる恐れがある。  
そこで、第1項では、議会として円滑で効率的な運営に努めるべきであることを規定した。
- 2 一方で、議会が、円滑で効率的な運営の追求に偏りすぎると、議会内での議論が低調となり、公平・公正な議論を尽くし多様な県民意思の調整を図るという議会の責務が十分に果たせない恐れがある。  
そこで、第2項では、議論を行う前提として個々の議員の発言を保障すること、また、議員相互で十分な討議を行って結論を導き出すなど、議会内で活発な議論が行われるようその運営に努めるべきであることを規定した。
- 3 本会議や委員会で行われる議案への質疑や県の一般事務に関する質問は、県民に対し県政の課題や争点を明らかにする重要な議会の活動である。  
そこで、第3項では、議会として、質問等の論点が明確になり、県民に分かりやすいものとなるような運営に努めるべきであることを規定した。
- 4 議決事件に関しては、議会の議決により県の意思が最終的に決定され、知事等は議会の議決が無い限りその執行はできない。このような重大な行為である議決に対する県民の信頼を確保するためには、議会の意思決定に至る過程における透明性を確保することが重要である。  
そこで、第4項では、議決に伴う責任の重さを深く認識し、その意思決定過程を明らかにするため、透明性の高い議会運営に努めるべきであることを規定した。

### 【運用】

- 1 議会改革等調査検討委員会の協議においては、本条に関連して次の取り組

みを行うことで合意した。

- (1) 第2項に関連し、「常任委員会の審査・調査の充実」の取り組みとして、積極的な委員間討議の実施、説明用パネルや資料の使用許可を行うこととなった（平成23年12月から）。
  - (2) 第3項に関連して、本会議における「質疑・質問の一問一答方式、分割方式の選択的導入」「知事等の質問趣旨確認の発言の承認」を行うこととなった（平成24年6月定例会から）。
  - (3) 第4項に関連して、「委員会傍聴の許可制の廃止」を行うこととなった（平成23年12月から）。
- 2 また、各会派政務調査会長会の協議において、第4項に関連して、「政調会長会の公開」を行うこととなった（平成23年10月から）。

#### （委員会）

第6条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、その専門性を生かし、議案等の審査のみならず所管事務の調査を積極的に行うとともに、閉会中の継続審査の有効活用等により県政の課題に対応して機動的に開催するものとする。

- 2 委員会の委員長は、委員会の設置目的に応じた機能が十分に発揮されるよう、その運営に努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、委員会の運営原則と、委員長の責務について定めたものである。

#### 【解説】

- 1 執行機関の監視・評価や政策立案・提言などの議会の機能を充実させるためには、少人数で専門的な審査・調査を行う機関である委員会の役割が重要となってくる。

そこで、本条では、委員会の運営原則や、その運営を預かる委員長の責務について規定することとした。

- 2 第1項では、委員会においては、付託された議案の審査を行うだけでなく、委員会の所管に係る県の事務の調査を積極的に行い、委員会の所管事務全般に係る監視・評価や政策立案・提言機能の強化につなげていくべきであることを規定した。

また、議会の閉会中においても委員会において引き続き付議された事件の審査・調査を行うことができる「閉会中の継続審査」の制度（自治法第109条第8項）を有効に活用し、議会の開会中はもちろん、閉会中においても県政の課題が生じれば機動的に委員会を開催し審査・調査を行うことにより、議会としての監視・評価機能や政策立案・提言機能の強化につなげていくことを規定した。

- 3 第2項では、委員会の委員長が、委員会の設置目的に応じた機能が十分發揮されるように、第1項の原則も踏まえながらその運営に努める責務を負うことを規定した。

### 【運用】

本県議会では、以前より、閉会中の継続審査の制度を活用して、毎月1回、常任委員会を開催して委員会の所管に係る県政に関する事務の調査を実施したり、年4回にわたって県内各地域で現地調査を行うなど、委員会活動の充実に努めているところである。

#### (調査機関等の設置)

第7条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する審査又は調査のための機関を置くことができる。

### 【趣旨】

本条は、調査機関等の設置について定めたものである。

### 【解説】

- 1 県が扱う行政の範囲は広範であり、その高度化・複雑化も進んでいる。このため、議会が議案の審査や県の事務に関する調査を適切に行うためには、必要に応じて専門家の知見を参考にして審議等を行うことが有効である。この点については、従来から、委員会において学識経験者や利害関係人の意見を聴取する公聴会や参考人の制度が用意されていたが、平成18年の自治法改正により、議会が学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせができる「専門的知見の活用」の制度が設けられた（自治法第100条の2）。
- 2 この制度では、個人だけでなく団体に知見を求めたり、複数の専門家の合議により調査や報告を求めたりすることも可能と解されている。そこで、議会が、議案の審査や県の事務の調査を行う際に、必要に応じて、本条に基づき合議制の審査・調査機関を設置できることとし、当該機関に対し、「専門的知見の活用」の制度による調査や報告を求めることができるようとした。本機関は議会が設置するものであることから、議会としての機関意思の決定が必要であるため、議決により設置することとしている。
- 3 なお、議会として審査・調査を依頼した以上、調査機関等の調査結果や報告は最大限尊重すべきではあるが、あくまでも審査・調査の判断材料の一つであり、議会がその内容に拘束されるものではない。また、調査機関等に調査を依頼した結果、議会での議論が低調になるのでは本末転倒であり、調査機関等の報告を参考に、本会議や委員会などで議員による十分な議論が行われ、最終的な判断が導かれることが必要である。

### (定数及び選挙区)

第8条 議員の定数及び選挙区は、議会が県民の意思を県政に反映する機能を十分に発揮できるようこれを定める。

#### 【趣旨】

本条は、議員の定数及び選挙区を定める場合の基本的な方針について定めたものである。

#### 【解説】

- 議会の議員定数や選挙区をどのように決定するかは、議会の構成に大きく影響する重要な問題であることから、これを定める場合の基本的な方針を本条で規定した。
- 議会は、県民の多様な意見を把握し、その調整を図り県政に反映していく役割を担っている。

県の人口規模から見て、議員の数が少なすぎれば、県民の多様な意見を代表するという議会の役割が十分に果たせなくなる恐れがある。

反対に、合議制の機関として、議員の数が多すぎれば、議会の円滑で効率的な運営に支障を来しその機能を効果的に発揮できず、県の財政にも過大な負担を負わせることにもなる恐れがある。

そこで、議会の議員の定数と選挙区は、議会が県民の意思を県政に的確に反映する機能を十分発揮するためにはどうあるべきかという観点から総合的に判断して決定すべきであることを基本的な方針として規定した。

- なお、具体的な議員の定数や選挙区については、「兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」で定めている。

### (大規模災害その他の緊急事態発生時における議会の対応)

第9条 議会は、県内において県民及び滞在者の生命、身体又は財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある大規模災害その他の緊急事態が発生した場合で、議会としての対応が必要と認められるときは、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。

- 議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の整備その他の措置を講ずるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、大規模災害を始めとする緊急事態発生時における議会の対応について定めたものである。〔令和2年3月改正〕

## 【解説】

1 第1項では、大規模災害その他の緊急事態発生時における議会の基本的な対応について規定した。

緊急事態が発生した場合、二元代表制の一翼を担う議会が、その機能を喪失させることなく、初動時の情報収集をはじめ、委員会等による調査活動を実施するなど、適時、適切に対応を行うことを規定した。

「大規模災害その他の緊急事態」とは、地震・風水害等の大規模自然災害のみならず、重大事故、大規模テロ、感染症などの事象を指し、災害の種別等は問わない。

「議会として対応が必要と認められるもの」とは、災害の態様や程度から、平時の議会活動とは異なる特別の対応が求められる事態を指し、その判断は迅速性が求められることから議長が行うことを想定している。

「議会の役割を踏まえた必要な対応」とは、警察、消防、行政等が救援活動等を開始するなど、初動対応は当局が中心となっている中にあって、第3条に議会の果たすべき役割として規定する、議決による県の意思決定、県当局の事務執行の監視・評価、政策の立案・提言などの役割に基づく対応をいう。

2 第2項では、第1項の対応を迅速、的確に行うため、大規模災害その他の緊急事態発生直後の議員の安否確認や被災情報の収集、各会派代表者会議の開催など、議会活動が早期に実施、再開できる体制の整備その他の措置に努める必要があることを規定した。

## 第3章 議員の責務、役割等

### (議員の責務)

第10条 議員は、選挙により選出された県民の代表として、その負託にこたえるため、地域の課題のみならず、広く県政全般の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会の構成員として、議会活動を通じて県政に反映させる責務を有する。

## 【趣旨】

本条は、議員が果たすべき責務について定めたものである。

## 【解説】

1 自治法では、議員の位置付けや責務に係る一般的な規定は置かれていない。このため、本会議や委員会に出席して審議・審査を行うことだけが議員の役割であるかのように誤解されるなど、議員の果たしている役割が県民に十分に理解されていないような傾向も見られる。

そこで、議会がその機能を発揮するために、議会を構成する個々の議員がどのような責務や役割を担っているかを、本条以下に規定して県民に明らかにすることとした。

また、議員としても自らの責務を再確認することにより、今後もその役割を果たしていこうとするものである。

2 本条では、議員は、選挙により選出された県民の代表として、自らの選挙区における地域的な課題だけでなく、広く県政全般における課題を把握するとともに、これに対する県民の意思についても的確に把握する責務を有すること、また、議会という合議体の一員として、本会議や委員会での審議・審査などの議会活動を通じて議会の機能を遂行することで県民の負託にこたえるべき責務を有することを規定した。

#### （議員の役割）

第11条 議員は、前条の責務を果たすため、主に次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席し、審議、審査等を行うこと。
- (2) 県政の課題について、必要な情報収集、調査及び研究並びに政策の立案及び提言を行うこと。
- (3) 県民の意思を県政に反映させるため、これを的確に把握するとともに、県政の課題及び実情について県民に説明を行うこと。

#### 【趣旨】

本条は、議員が担う主な役割について定めたものである。

#### 【解説】

1 本条では、議員が、第10条に規定する責務を果たすために担うべき主な役割について規定した。

議員の役割については、第1号に規定する狭い意味での議会活動に限定して理解されがちだが、本条では、議員がこれらの活動を効果的に行うため、第2号や第3号に規定する日常的な役割も担っていることを明らかにした。

2 第1号では、議員が、本会議、委員会、自治法第100条第12項に基づく協議・調整の場に出席し、議案等の審議、審査、協議などを行う役割を担うことを規定した。

第2号では、議員が、県政の課題を把握しこれを解決する責務を果たすため、県政の課題について、常日頃より、必要な情報を収集し、調査・研究を行うとともに、政策を立案し提言する役割を担うことを規定した。

第3号では、議員が、県民の意思を県政に反映する責務を果たすべく、常

日頃より、その意思を把握するための活動を行う役割を担うことを規定した。また、県民の意見を聞くだけでなく、県民に県政の課題や実情について正確に理解してもらうことも必要であることから、議員はその説明に努めるべき役割も担うことを規定した。

#### (議員の能力向上等)

第12条 議員は、審議、政策の立案等に必要な能力の向上を図るため、研修及び研究に積極的に取り組むなど、不断の自己研さんによるものとする。

2 本会議及び委員会における質問等は、県の行政事務について知事等の見解を求める重要な権利であることから、議員はその責任を自覚し、内容の充実に努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、議員の能力向上と質問の充実について規定したものである。

#### 【解説】

1 議会が、その機能を十分に果たすためには、議会を構成する個々の議員の能力向上が必要である。

しかし、県の行政は年々高度化・複雑化しており、議員として議案の審議や政策の立案などを行うに当たり必要な能力の向上を図るためにも、研修や勉強会への参加、県政の課題に関する研究に積極的に取り組むなど、議員自身が不断の自己研鑽に努めるべきであることを、第1項で規定した。

2 また、議員が本会議や委員会で行う質疑・質問は、県の行政事務における現状や課題、これに対する知事等の見解を明らかにするため議員に与えられた重要な権利である。

よって、第2項では、議員は、質疑・質問を行うに当たっては、その権利に伴う高い責任を自覚し、第1項の取り組みの成果も生かしながら、自らその内容の充実に努めるべきであることを規定した。

#### (政治倫理)

第13条 議員は、県民の負託を受けた代表として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としてふさわしい品位を保持しなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

#### 【趣旨】

本条は、議員の政治倫理について定めたものである。

## 【解説】

1 議会への信頼を確保するためには、議会を構成する個々の議員が県民から信頼されなければならない。

一人の議員の不適切な行動や不祥事が、他の議員や議会全体の評価を下げ、県民からの信頼を失わせる結果を招くことになる。

そこで、本条では、議員は、選挙により県民の負託を受けた代表として、一般の職業よりも高い倫理を守るべき義務があることを常に自覚する必要があること、公務中・公務外にかかわらず議員としてふさわしい品格と地位を保持するよう努めなければならないことを規定した。

2 なお、議員の政治倫理に関する具体的な内容等は「兵庫県議会議員の政治倫理に関する条例」に定めるほか、信頼確保の取組の一つとして「政治倫理の確立のための兵庫県議会議員の資産等の公開に関する条例」による議員の資産等の公開がある。

### （議員報酬）

第14条 議員の議員報酬は、その責務及び役割に見合うものとなるようこれを定める。

## 【趣旨】

本条は、議員の議員報酬を定める場合の基本的な方針について定めたものである。

## 【解説】

1 自治法では、議員には議員報酬を支給することとされているが、議員報酬をどのように決定するかは、議員の活動の質や人材確保に影響を及ぼす重要な事項であることから、これを定める場合の基本的な方針を本条で明らかにすることとした。

2 議員報酬は、議員の役務に対する対価として支払われるものであるが、県政に係る課題は広範にわたり、その内容も高度化・複雑化が進んでいることから、議員は、本会議、委員会等における審議・審査などの活動以外にも、それに付随した活動や県政全般に係る政務調査活動に年間相当の時間が費やされ、その専従化が進んでいる実態がある。議員に優秀な人材を確保し、かつ、その職責が果たされるようするためにも、議員報酬は、議員が行っている活動の内容を十分考慮して決定する必要がある。

一方、議員報酬は、知事等の特別職の報酬、他府県議会議員の報酬とのバランスや、県の財政状況などの社会経済情勢も考慮して決定する必要があることは当然であり、その額が、議員が行っている活動に見合っていなければ適正を欠いているとして県民から批判を受けることとなる。

以上のことから、議員報酬は、議員が県政において果たすべき責務や

担っている役割を総合的に勘案して、これに見合う適正な額を決定すべきことを規定した。

- 3 なお、具体的な議員報酬の額等については、「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で定めている。

#### （会派）

第15条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に發揮することができるよう、県政の課題に関して会派内及び会派相互間での積極的な討議及び調整に努めるものとする。
- 3 会派は、県政の課題に関する情報収集、調査及び研究並びに政策の立案及び提言を行うほか、研修等の実施により所属する議員の議会活動を支援するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、会派の結成、会派活動に当たり留意すべき事項について定めたものである。

#### 【解説】

- 1 会派は、基本的な政策が一致する議員が議会における活動を共に行うため任意に結成する団体であるが、自治法で政務活動費の交付対象とされているほか、都道府県議会のような規模の大きな議会においては、委員会の委員構成や質問時間の配分などが会派を基準に決定されるなど、議会運営上必要不可欠な存在となっていることから、その重要性に鑑み、議会の基本的事項として、本条で会派の規定を置くこととした。

- 2 第1項では、議員が議会活動を円滑に行うため会派を結成できることを規定した。

なお、その性格上、会派は2人以上の議員により結成されるべきものと考えるため、本条例でいう会派には所属議員が1人のいわゆる一人会派は含まれない。（参考：「兵庫県政務活動費の交付に関する条例」では、政務活動費の交付対象とする会派について、一人会派も認めることとしている。）

- 3 第2項、第3項では、会派活動のあり方について規定した。

合議制の機関である議会がその機能を十分発揮できるよう、会派は、議員の多様な意見を効果的に集約するとともに、議会としての意思形成に向けて積極的な役割を果たしていくことが求められる。

そこで、第2項では、会派は、所属議員間で十分な討議を行った上で会派としての意見をまとめ上げるとともに、議会としての意思形成に向け会派間で十分な討議と調整に努めるべきである旨を規定した。

- 4 また、会派は議会の審議等の効率化のためだけの存在ではなく、基本的な

政策が一致する議員の団体というその利点を生かし、所属議員の議会における活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。

そこで、第3項では、会派は、議員の役割である県政課題に関する情報収集、調査・研究、政策立案・提言を共同で行ったり、会派として研修、勉強会、現地調査、県民との意見交換等を実施したりするなど、議員が一人で行うよりも、より効果的な議会活動ができるよう所属議員を支援すべきである旨を規定した。

#### （政務活動費）

第16条 政務活動費は、議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するため、これを交付するものとする。

2 政務活動費の交付を受けたものは、政務活動費を交付の目的に沿って適正に使用するとともに、その使途を明らかにしなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、政務活動費のあり方について定めたものである。

#### 【解説】

1 政務活動費は、自治法第100条第14項の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として会派又は議員に交付することができるとされており、議員の活動基盤の充実を図る上で大きな役割を果たしている。そこで、この政務活動費の交付に当たっての基本的な方針を本条で規定することとした。

2 第1項では、政務活動費が、この条例でも示している議員の責務や役割を果たすために必要な調査研究その他の活動に資するため交付するものであることを規定した。

第2項では、政務活動費の交付を受けた会派と議員は、調査研究その他の活動に資するための費用というその交付の目的に沿って適正に使用すべきであり目的外の使途に使ってはならないことを規定した。また、政務活動費の使途に対して県民の疑惑を招かないようにし、あわせて、政務活動費が有効に活用されていることを示すことで県民の信頼を確保するため、政務活動費の使い道を明らかにしなければならないことを規定した。

3 なお、政務活動費の具体的な交付対象、額、交付方法、使途の公表等については、「兵庫県政務活動費の交付に関する条例」で定めている。

## 第4章 県民と議会との関係

### (県民参加の推進)

第17条 議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に反映させるため、次に掲げる方法等により、県民の議会活動への参加を推進するものとする。

- (1) 公聴会及び参考人の制度を活用すること。
- (2) 請願及び陳情が提出されたときは、これらを県民による政策提案としてとらえ、誠実に処理すること。
- (3) 県政の課題について、必要に応じ県民の意見を聞く機会を設けること。

### 【趣旨】

本条は、県民の議会活動への参加を推進するための取組方針について定めたものである。

### 【解説】

- 1 本来、住民に近い存在であるべき議会が、ともすれば遠い存在として受け取られていることが、近年の地方議会への不信や無関心を招いている背景にあるとの指摘があることも踏まえ、第4章では、県民と議会との関係のあり方についての規定を置くこととした。
- 2 議会が、県民の意思を的確に把握し県政に反映させるためには、議会としても積極的に県民と関わる機会を持つ必要がある。また、県民にとっても議会の活動に直接関わることで、議会を身近に感じてもらう効果があると考える。そこで、本条に掲げる方法などにより、県民の議会活動への参加を推進する方針を規定した。
- 3 第1号では、委員会や本会議において、学識経験者や利害関係人から直接話を聞く制度として自治法に規定されている公聴会、参考人制度を、議案等の内容に応じて活用していくことを規定した。

また、請願と陳情は、県民が県議会に対し直接提案・要望を行う行為であり、県民の声を議会が直接受け止める貴重な機会である。請願が憲法16条に基づく法律上保障された権利として行われる一方、陳情は事実上の行為として行われるものであるため手続き等に一定の差異が生じる場合はあるものの、これらが議会に対して行われた場合は、県民からの政策提案と捉えて、その内容について十分な審査を行うとともに、これを採択した場合は関係機関に善処を求めるなど誠実に処理すべきことを、第2号で規定した。

第3号では、県政の課題について、必要に応じ、議会として県民の意見を聞く機会を設けることを規定した。具体的な方法は案件に応じて個別に検討することとなるが、例えば、県民からの意見募集や県民との意見交換会などの方法が考えられる。

## 【運用】

第3号に関連して、今回、議会改革等調査検討委員会における検討を開始するに当たり県民意見募集を実施するとともに、本条例の制定に当たっても条例要綱に対する意見募集を実施した。

また、議会改革等調査検討委員会では、「常任委員会の管内調査における県民との意見交換」を実施することで合意した（平成24年度から）。

### （広報の充実）

第18条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な広報媒体の活用により、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。

2 議員及び会派は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報に努めるものとする。

## 【趣旨】

本条は、議会における広報のあり方について定めたものである。

## 【解説】

- 1 議会が県民に対して開かれた存在となるためには、議会から県民へ情報を発信する手段である広報を更に充実させることが重要である。そこで、本条において、議会として広報の充実に取り組んでいく方針を明らかにした。
- 2 第1項では、広報紙、テレビ、ラジオ、インターネットのホームページなど多様な広報媒体を効果的かつ最大限に活用して、議会活動に関する広報の充実に努めていくことを規定した。

ただ、議会が行う広報で取り上げる内容は、本会議や委員会の活動など議会の開会中に行われた活動内容が中心となり、会派や個々の議員が日々行っている議会活動の動きは見えにくい面がある。

議会への信頼を高めるためにはこのような活動についても県民に知ってもらうことが効果的であると考えることから、第2項では、会派や議員個人についても、それが行っている議会活動について積極的に広報を行うべきであることを規定した。

### （会議等の公開等）

第19条 議会は、その意思決定に至る過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議案等に対する会派等の賛否を速やかに公表するものとする。

- 2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備し、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。
- 3 議会は、議会活動に係る情報の公開及び提供に努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、会議等の公開と議会活動に係る情報公開について定めたものである。

### 【解説】

- 1 議会の判断に対する県民の信頼を確保するためには、その意思決定過程を明らかにする必要がある。

そこで第1項では、議会における会議等（本会議、委員会、協議調整の場）については、原則として公開していくことを規定した。ただし、会議等の性格上公開に馴染まないものは例外として対象から除かれることとなる。

また、議会の意思決定の結果をより詳細に明らかにするため、本会議で採決された議案（意見書・決議を含む）や請願に対する会派と無所属議員の賛否を速やかに公表することを併せて規定した。

- 2 第2項では、会議等の公開を行うに当たっては、単に県民の傍聴を認めるに止まらず、例えば傍聴手続きや配付資料の改善など県民ができるだけ傍聴しやすい環境の整備に努め、会議等の公開の実効性を確保するよう努めることを規定した。

- 3 また、議会の活動に対する県民の理解を深め、その信頼を確保するためには、議会の活動に係る情報提供を進めることが有効である。

そこで、第3項では、県民に対し、議会の活動に係る情報を公開し、提供するよう努めることを規定した。

なお、議会の活動に係る情報の公開・提供に係る具体的な手続き等については「兵庫県議会情報公開条例」で定めている。

### 【運用】

- 1 第1項の「議案等に対する会派等の賛否の公表」の規定については、この条例施行後に行われる議案の採決から適用されるため、平成24年6月定例会から公表を開始した。なお、公表は兵庫県議会ホームページを活用して行っている。

- 2 第1項に関連して、各会派政務調査会長会の公開を開始した（平成23年10月から）。また、第2項に関連して、常任委員会等の傍聴を「許可制」から「自由傍聴」に見直した（平成23年12月から）。

## 第5章 知事等と議会との関係

### (知事との関係の基本原則)

第20条 議会は、二元代表制の下、議決権を有する機関として、執行権を有する知事との権能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保ちながら、自らの機能を最大限に発揮するよう努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、知事との関係における議会のあり方に関する基本的な原則について定めたものである。

### 【解説】

1 議院内閣制をとる国では、国会が行政機関の長である首相を選び、国会内には政権を巡り与野党関係が生じる。一方、地方では、国とは異なり、二元代表制が取られているため、県議会は、執行機関の長である知事との関係において、国会とは異なる立場や役割を担っていることを十分に理解する必要がある。

そこで、二元代表制の機能を十分に発揮するために、県議会が、知事とどのような関係に立つべきかを明らかにしておく必要があると考え、本条で、両者の関係に係る基本原則の規定を置くこととした。

2 二元代表制の下では、ともに住民の直接選挙で選ばれ直接住民に責任を負う議会と首長が、対等の関係のもと、異なる権限や機能、特性等を生かし、相互に牽制し抑制と均衡を図り切磋琢磨することによって、県民福祉の向上や県勢の発展に寄与することが求められている。

3 したがって、この二元代表制を有効に機能させるためにも、議会は、

- ① 議決により県の最終的な意思決定を行う議事機関として、行政事務を執行する機関である知事との権能の違いを踏まえ、
- ② 互いに県民を代表し県民に直接責任を負う機関として、知事と対等な関係に立ち、馴れ合うことなく、また、いたずらに対立することなく適切な緊張関係を維持しながら、
- ③ 知事の事務執行の監視・評価、政策立案・提言等の議会に与えられている機能を最大限発揮するよう努めるべきであることを、規定した。

## 【参考】

### ○議院内閣制と二元代表制の違い

議院内閣制	二元代表制
国民に選ばれた議員で組織された国会が内閣総理大臣を指名し、総理が内閣を組織する	首長、議会の議員とも住民の直接選挙で選ばれる
内閣は国会に対して責任を負う	首長、議会がともに住民を代表し、直接住民に責任を負う 議会と首長は対等の関係
国会の中に、内閣を支持する政党とそうでない政党との間で与野党関係が生まれる	制度的には議会の中に与野党関係は発生しない
与党は内閣を支持 与党・内閣と野党の間には緊張関係が発生	首長、議会との間には緊張関係が発生

### ○二元代表制における知事と議会の特性の違い

知 事	議 会
執行機関	議事機関(議決機関)
独任制の機関	議員からなる合議制機関
全体代表（多数派の代表）	部分代表の集合体
政治的、政策的リーダーシップの発揮に優れる	県民の多様な利益や意見を代表し、政策上の論点・争点を提起する機能に優れる
統轄代表権、事務の管理執行権、総合調整権、規則制定権、職員の任免・指揮監督権 等	議決権、監視・調査権、意見表明権 等
ともに県民の選挙で選ばれ、直接県民に責任を負う (政治的対等性)	

### （監視及び評価）

第21条 議会は、知事等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているかを監視し、その効果及び成果について評価するものとする。

### 【趣旨】

本条は、第20条の基本原則を踏まえ、議会が、知事等の事務執行の監視・評価を行っていくことを定めたものである。

### 【解説】

- 1 知事等の事務執行の監視・評価については、第3条第2号でも議会の役割として規定しているが、本条では、どのような観点からこの役割を果たしていくべきかを規定した。具体的には、議会は、知事等の事務執行が、適正かつ公平に、そして効率的に行われているかという観点から監視を行うとともに、その結果が所期の効果や成果を達成したかどうかという観点から評価を行うことにより、知事等の事務執行の妥当性を確保し、問題があれば改善を促していくこととしている。
- 2 なお、議会による監視・評価については、具体的には、本会議や委員会における予算、決算、条例、事件決議等の議案の審議・審査、県の事務に関する調査等日々の議会活動を通じて行っていくこととなる。

### （政策の立案及び提言）

第22条 議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

### 【趣旨】

本条は、第20条の基本原則を踏まえ、議会が、知事等に対し、政策立案・提言を行っていくことを定めたものである。

### 【解説】

県政課題に関する政策の立案・提言については、第3条第3号でも議会の役割として規定しているが、本条では、どのような観点からこの役割を果たしていくべきかを規定した。具体的には、議会は、知事等の事務執行の監視・評価や、知事から提案された議案の審議を行うだけでなく、議会としても、議員提案による条例の制定・改廃、知事提案議案の修正、決議や意見書の議決、請願の採択、本会議や委員会における議員の質疑・質問、議会としての報告や申し入れなど様々な機会を通じて、知事等に対し、積極的に政策を立案し、提言を行っていくことを規定した。

### （議会の資料要求等）

第23条 議会は、知事が予算を調製したとき又は知事等が重要な政策若しくは施策を策定し、若しくは変更したときは、知事等に対し、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるものとする。この場合において、知事等は、これらに適切に対応するよう努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、知事等に対する議会からの資料提供及び説明の要求について定めたものである。

### 【解説】

- 1 議会が、知事等の事務執行の監視・評価、政策立案・提言等の役割を十分に果たしていくためには、県政の課題に関する情報を有する知事等から、審議や調査等の参考となる資料の提供や説明が適切に行われる必要がある。
- 2 自治法上、議会が知事等に資料の提出等を求めることができる場面としては、
  - ①自治法第98条第1項の規定による検閲検査権
  - ②自治法第100条の規定による調査権を行使する場合があるが、予算や重要政策等の審議・調査に係る一般的な資料提供・説明要求に関する規定はない。
- 3 本県においては、予算が調製されたり、重要な政策・施策が立案されたりした際には、従来より、知事等から議会に対し適切な資料提供と説明がなされてきたところであるが、これらの行為が今後も適切に行われるよう、本条で、議会から、必要に応じて、資料の提供や説明を要求するとともに、これに対し知事等が適切に対応するよう求める旨を規定した。
- 4 「予算の調製」とは、当初予算や補正予算等の予算の編成行為をいう。  
「政策」とは特定の行政目的を達成するための活動方針を、「施策」とは政策を実現するための具体的な取組をいい、その形式は問わず条例や計画もこれらに含む。「重要な政策若しくは施策」とは、県民生活に関わる緊急性、重要性等から県としてその実現に向けて重点的に取り組むべき政策・施策をいい、具体的な事例に応じて個別に判断していく必要があるが、例えば「パブリックコメント手続」の対象となる計画等や、「県政推進プログラム100」にあげられている政策・施策の範囲などが参考になる。
- 5 なお、本条に基づく「資料の提供及び説明の要求」は、あくまで「議会」として行うもので、議会としての機関意思の決定が必要であり、議員個人又は会派が行う「資料の提供及び説明の要求」の根拠となるものではない。

## 第6章 他の地方公共団体の議会との関係

第24条 議会は、その機能を強化し、議会活動を活性化するため、他の地方公共団体の議会と交流し、相互に連携を図るよう努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、他の地方公共団体の議会との関係のあり方について定めたものである。

### 【解説】

議会の機能強化や議会活動の活性化を進めるためには、他の地方公共団体の議会における取り組みを参考にすることも有効である。

また、他の地方公共団体と共通する課題に取り組むのであれば、本県議会単独で取り組むよりも、関係する地方公共団体の議会同士で連携して調査研究や政策立案を行ったり、共同して国等への政策提言や要望活動を行ったりする方が効果的である。

そこで、本条において、議会の機能を強化し、その活動を活性化するために、他府県議会や県内市町議会、関西広域連合議会など他の地方公共団体の議会と交流を行い、相互に連携を図るよう努める旨を規定した。

## 第7章 議会改革の推進

第25条 議会は、地方分権の進展等、議会を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、自らの改革に継続的に取り組むとともに、その取組の状況について定期的な検証を行うものとする。

### 【趣旨】

本条は、議会改革の取り組み方針について定めたものである。

### 【解説】

- 1 議会改革の取り組みを一過性で終わらせることなく、議会を取り巻く環境の変化に応じ、不断の取り組みとして、議会自らがその改革に引き続き取り組んでいく方針を本条で規定した。
- 2 また、不断の改革の取り組みを継続するためには、一定の期間ごとにその検証の機会を設けることが重要と考え、議会改革の取り組み状況について定期的な検証を行い、更なる改革へつなげていく方針を併せて規定した。

### 【運用】

本県議会では、従来から、4年間の任期の最終年度に任期中の議会運営の経

験等を踏まえ、会派間で協議の上、議会として継続すべき取扱いや改めるべき事項など新議会発足後の議会運営上の基本的事項の申し送りを行う「新議会への申し送り」を実施している。

議会改革等調査検討委員会の協議の中では、本条に規定する「定期的な検証」については、この「新議会への申し送り」の協議・検討を行う際に併せて実施する方向で検討することとした。

## 第8章 議会事務局等

### (議会事務局)

第26条 議会は、知事等の事務執行の監視及び評価、政策の立案及び提言等に関する議会の機能を向上し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局の職員を適正に配置するよう努めるとともに、職員の専門的能力を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

### 【趣旨】

本条は、議会事務局のあり方について定めたものである。

### 【解説】

1 議会の機能を強化するためには、その活動を支える議会事務局の機能の充実が不可欠である。

そこで、第1項では、議会は、知事等の事務執行の監視・評価、政策の立案・提言等の機能の強化を図るとともに、本会議や委員会等の議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の充実強化に努めるべきことを規定した。

2 また、議会事務局の機能を充実強化するためには、これを構成する職員体制の充実や、個々の職員の能力向上が必要である。

そこで、第2項では、職員の任命権者である議長は、その権限を適切に行使して、職員の適正な配置に努めるとともに、議会の運営や政策立案・提言など職員の専門的な能力を高めるため、研修の実施や派遣など必要な措置を講ずる必要があることを規定した。

**(議会図書室)**

第27条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、議会図書室のあり方について定めたものである。

**【解説】**

- 1 議会図書室は、自治法第100条第19項の規定により、議員の調査研究に資するため議会に附置することとされている。
- 2 本条では、議会は、議員の調査研究に資するという議会図書室の設置目的を達成するため、その充実強化に努める必要があることを規定した。

**第9章 雜則**

**(他の条例との関係)**

第28条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

**【趣旨】**

本条は、議会に関する事項を定める他の条例等との関係について定めたものである。

**【解説】**

条例の間に法的な優劣はないものの、本条例は議会に関する基本的な事項を定める条例であることから、議会に関する他の条例、規則、申し合わせ等の制定や改廃を行う場合は、本条例の趣旨を尊重し、この条例に規定する内容と整合を図る必要がある旨を規定した。

### （条例の見直し）

第29条 議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときはこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 【趣旨】

本条は、本条例の規定の見直しについて定めたものである。

### 【解説】

第25条において、議会は、議会を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するため、不断の改革と、その取り組みの定期的な検証を実施することとしたが、その内容によっては、取り組みの成果を将来にわたってより確かなものとするため、この条例に反映していく必要がある。

そこで、本条では、必要に応じてこの条例の規定内容に検討を加え、その結果に基づいて、条例の改正など所要の措置を講じ、条例の内容を見直していく方針を規定した。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月17日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

附 則（令和2年3月26日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年6月13日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 【解説】

- 1 本条例の内容に鑑み、条例成立後は、速やかに施行すべきとの考え方のもと、公布の日（平成24年3月23日）から施行することとした。
- 2 平成24年9月の地方自治法の一部改正に伴い、第15条（現第16条）（政務調査費に係る規定）及び第16条（現第17条）（公聴会及び参考人係る規定）について、所要の整備を行った。なお、第16条（現第17条）の改正規定は公布の日（平成24年12月17日）から、第15条（現第16条）の改正規定は政令の規定に基づき平成25年3月1日から施行した。
- 3 近年の大規模な災害の発生状況等に鑑み、第9条（大規模災害その他の緊急事態発生時における議会の対応）について、所要の整備を行った。なお、

条例成立後は速やかに施行すべきとの考え方のもと、公布の日（令和2年3月26日）から施行することとした。

4 「兵庫県議会議員の政治倫理に関する条例」を本条例に位置付けるため、第13条（政治倫理）について所要の整備を行った。なお、条例成立後は速やかに施行すべきとの考え方のもと、公布の日（令和7年6月13日）から施行することとした。

## ◆ 参考資料

### ○兵庫県議会基本条例（平成24年3月23日 条例第26号）

最終改正：令和7年6月13日条例第35号

#### 目次

##### 前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会の役割、運営等（第3条－第9条）
- 第3章 議員の責務、役割等（第10条－第16条）
- 第4章 県民と議会との関係（第17条－第19条）
- 第5章 知事等と議会との関係（第20条－第23条）
- 第6章 他の地方公共団体の議会との関係（第24条）
- 第7章 議会改革の推進（第25条）
- 第8章 議会事務局等（第26条・第27条）
- 第9章 雜則（第28条・第29条）

##### 附則

兵庫県は、かつての摂津、播磨、但馬、丹波、淡路の5つの国から成り立ち、気候風土も異なり、それぞれがすばらしい歴史と文化を誇るこれらの地域が切磋琢磨しながら今日の雄県兵庫を形成してきた。

兵庫県議会は、明治12年の開設以来、この多彩な地域に暮らす県民を代表する合議制の機関として、長い歴史と伝統に培われた円滑な議事運営により、その機能を最大限発揮した活動を行うとともに、時代の変化に即した議会改革にも鋭意取り組んできた。

近年、地方分権の流れの中で、地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、平成22年には関西広域連合が発足するなど、地方自治を取り巻く情勢は大きく変化しており、議会と知事がともに住民を代表する二元代表制において、その一翼を担う議会の責務や役割も増大している。

このため、議会の機能の充実強化を図り、議会と知事がそれぞれの責務を果たし均衡を保つことによって、県政を公正かつ効率的に遂行することが求められるなど、議会への期待は一層高まっている。

その一方で、議会が果たしている重要な役割やその活動が住民に十分に伝わっているとは言えず、議会への不信や無関心を招いているとの指摘もあり、本県議会としてもこれを真摯に受け止め、これまで以上に県民への情報発信に努め、県民の信頼と期待にこたえていかなければならない。

そのためにも、本県議会は、その果たすべき責務や役割を改めて県民に明らかにし、これまでの改革の取組や成果を確かなものとしてこれを更に発展させていく必要がある。

ここに、本県議会は、県民から選ばれた代表としてその責任を自覚するとともに、日本国憲法及び地方自治法の精神にのっとり、県民の負託に全力を挙げ

てこたえていくことを決意し、本県議会の最高規範としてこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、兵庫県議会（以下「議会」という。）の基本理念を明らかにし、議会の役割及び運営原則、兵庫県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び役割等議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会が県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、県民を代表し、県の意思決定を担う議事機関として、多様な県民の意思の調整を図り県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、その機能を最大限に発揮することにより、眞の地方自治の確立を目指すものとする。

## 第2章 議会の役割、運営等

### (議会の役割)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、主に次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議事機関として、議決により県の意思決定を行うこと。
- (2) 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 県政の課題に関し、政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 意見書、決議等により、国等に意見表明を行うこと。
- (5) 議会活動で明らかとなった県政の課題、審議等の内容について、県民に説明を行うこと。

### (議長の役割)

第4条 議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たすものとする。

2 議長は、議会活動の状況、県政の課題に対する議会の方向性等について、広く県民に明らかにする役割を担うものとする。

### (議会の運営原則)

第5条 議会は、合議制の機関として、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。

2 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により活発な議論が行われるよう努めなければならない。

3 議会は、質問等の論点を明確にし、県民に分かりやすいものとするよう努めなければならない。

4 議会は、議決責任を深く認識し、県民に開かれた透明性の高い運営に努めなければならない。

### (委員会)

第6条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、その専門性を生かし、議案等の審査のみならず所管事務の調査を積極的

を行うとともに、閉会中の継続審査の有効活用等により県政の課題に対応して機動的に開催するものとする。

2 委員会の委員長は、委員会の設置目的に応じた機能が十分に発揮されるよう、その運営に努めるものとする。

#### **(調査機関等の設置)**

第7条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する審査又は調査のための機関を置くことができる。

#### **(定数及び選挙区)**

第8条 議員の定数及び選挙区は、議会が県民の意思を県政に反映する機能を十分に発揮できるようこれを定める。

#### **(大規模災害その他の緊急事態発生時における議会の対応)**

第9条 議会は、県内において県民及び滞在者の生命、身体又は財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある大規模災害その他の緊急事態が発生した場合で、議会としての対応が必要と認められるときは、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。

2 議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の整備その他の措置を講ずるものとする。

### **第3章 議員の責務、役割等**

#### **(議員の責務)**

第10条 議員は、選挙により選出された県民の代表として、その負託にこたえるため、地域の課題のみならず、広く県政全般の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会の構成員として、議会活動を通じて県政に反映させる責務を有する。

#### **(議員の役割)**

第11条 議員は、前条の責務を果たすため、主に次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席し、審議、審査等を行うこと。
- (2) 県政の課題について、必要な情報収集、調査及び研究並びに政策の立案及び提言を行うこと。
- (3) 県民の意思を県政に反映させるため、これを的確に把握するとともに、県政の課題及び実情について県民に説明を行うこと。

#### **(議員の能力向上等)**

第12条 議員は、審議、政策の立案等に必要な能力の向上を図るため、研修及び研究に積極的に取り組むなど、不断の自己研さん努めるものとする。

2 本会議及び委員会における質問等は、県の行政事務について知事等の見解を求める重要な権利であることから、議員はその責任を自覚し、内容の充実に努めるものとする。

#### (政治倫理)

第13条 議員は、県民の負託を受けた代表として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としてふさわしい品位を保持しなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

#### (議員報酬)

第14条 議員の議員報酬は、その責務及び役割に見合うものとなるようこれを定める。

#### (会派)

第15条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に發揮することができるよう、県政の課題に関して会派内及び会派相互間での積極的な討議及び調整に努めるものとする。

3 会派は、県政の課題に関する情報収集、調査及び研究並びに政策の立案及び提言を行うほか、研修等の実施により所属する議員の議会活動を支援するよう努めるものとする。

#### (政務活動費)

第16条 政務活動費は、議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するため、これを交付するものとする。

2 政務活動費の交付を受けたものは、政務活動費を交付の目的に沿って適正に使用するとともに、その使途を明らかにしなければならない。

### 第4章 県民と議会との関係

#### (県民参加の推進)

第17条 議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に反映させるため、次に掲げる方法等により、県民の議会活動への参加を推進するものとする。

- (1) 公聴会及び参考人の制度を活用すること。
- (2) 請願及び陳情が提出されたときは、これらを県民による政策提案としてとらえ、誠実に処理すること。
- (3) 県政の課題について、必要に応じ県民の意見を聞く機会を設けること。

#### (広報の充実)

第18条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な広報媒体の活用により、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。

2 議員及び会派は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報に努めるものとする。

#### (会議等の公開等)

第19条 議会は、その意思決定に至る過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議案等に対する会派等の賛否を速やかに公表するものとする。

- 2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備し、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。
- 3 議会は、議会活動に係る情報の公開及び提供に努めるものとする。

## 第5章 知事等と議会との関係 (知事との関係の基本原則)

第20条 議会は、二元代表制の下、議決権を有する機関として、執行権を有する知事との権能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保ちながら、自らの機能を最大限に発揮するよう努めなければならない。

### (監視及び評価)

第21条 議会は、知事等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているかを監視し、その効果及び成果について評価するものとする。

### (政策の立案及び提言)

第22条 議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

### (議会の資料要求等)

第23条 議会は、知事が予算を調製したとき又は知事等が重要な政策若しくは施策を策定し、若しくは変更したときは、知事等に対し、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるものとする。この場合において、知事等は、これらに適切に対応するよう努めるものとする。

## 第6章 他の地方公共団体の議会との関係

第24条 議会は、その機能を強化し、議会活動を活性化するため、他の地方公共団体の議会と交流し、相互に連携を図るよう努めるものとする。

## 第7章 議会改革の推進

第25条 議会は、地方分権の進展等、議会を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、自らの改革に継続的に取り組むとともに、その取組の状況について定期的な検証を行うものとする。

## 第8章 議会事務局等

### (議会事務局)

第26条 議会は、知事等の事務執行の監視及び評価、政策の立案及び提言等に関する議会の機能を向上し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局の職員を適正に配置するよう努めるとともに、職員の専門的能力を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

### (議会図書室)

第27条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

## 第9章 雜則

### (他の条例との関係)

第28条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

**(条例の見直し)**

第29条 議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときはこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成24年12月17日条例第46号）**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

**附 則（令和2年3月26日条例第20号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（令和7年6月13日条例第35号）**

この条例は、公布の日から施行する。

## ○兵庫県議会基本条例制定の経緯

### 【検討開始までの動き】

平成23年3月15日 各会派代表者会議

「議会のあり方や議員の責務等を定めた議会基本条例の制定について検討の必要がある」旨、確認

4月10日 兵庫県議会議員選挙（新任期6/11～）

5月25日 新議会世話人会

「新議会の基本問題として、議会基本条例の制定を検討する」旨、確認

6月28日 議長から議会運営委員会に対し、「議会機能の充実・強化及び議会活性化」、「議会基本条例に関する事項」の検討について諮問

同日 議会運営委員会の小委員会として「議会改革等調査検討委員会」を設置

### 【検討開始後の動き】

#### ■ 事前研究

平成23年7月22日 議会改革に関する県民への意見募集

～8月24日 「県議会だより夏号」「県議会ホームページ」に掲載、記者発表)

8月22日 検討委員会（議会基本条例に係る先進県事例の研究）

9月15日 政調懇話会 テーマ：議会改革について考える

講 師：立教大学経営学部教授 川村 仁弘 氏

9月16日 検討委員会（議会基本条例の検討の進め方）

#### ■ 論点協議

10月6日 検討委員会（議会基本条例の必要性について）

11月2日 検討委員会（議会基本条例に係る8項目の協議論点を提示）

①県議会の課題等 ②議会の基本理念 ③議会のあり方

④議員のあり方 ⑤県民と議会とのあり方 ⑥執行機関と議会とのあり方

⑦議会改革の取組みのあり方 ⑧議会事務局のあり方

11月16日 検討委員会（協議の論点に「⑨議長のあり方」を追加）

11月25日 検討委員会（各会派の意見開陳（論点1、2））

12月7日 検討委員会（各会派の意見開陳（論点3～9））

#### ■ 要綱作成

12月16日 検討委員会（条例要綱素案の提示）

平成24年1月13日 検討委員会（策定に向けた確認・検討事項及び条例要綱素案の協議）

1月27日 検討委員会（条例要綱試案提示・内容協議、前文案の提示）

2月10日 検討委員会（条例要綱の決定及び意見募集実施確認、前文案の協議）

2月11日 条例要綱に対する県民への意見募集

～2月24日 「県議会ホームページ」に掲載、記者発表）

2月17日 検討委員会（前文案の協議）

#### ■ 条文作成

2月28日 検討委員会（条例案の提示、県民意見募集の結果報告）

3月6日 検討委員会（条例案の協議、決定）

3月19日 議会運営委員会（条例案の最終決定、上程日の決定）

#### ■ 条例制定

3月22日 本会議に議案上程、全会一致で可決

3月23日 「兵庫県議会基本条例」公布、施行